

保全ニュースとうほく 号外

～ 大規模空間の吊り天井の脱落対策について ～

平成 25 年 7 月 14 日に静岡県内の屋内プール(県立施設)において、吊り天井板等の大規模な脱落が発生し、また同月 27 日にも神奈川県内の屋内プール(市立施設)においても、吊り天井の立ち上がり部分の一部に脱落が発生しました。

脱落の原因については詳細を調査中ですが、現時点では地震の影響等により脱落に至ったと推察されています。

この事故を受け、国土交通省住宅局は、大規模空間を持つ建築物の吊り天井について安全確保を図るため、**対象となる建築物の部分(※1)**について、**必要と考えられる対策(※2)**を実施するよう、注意喚起の通知を发出しています。

また、国土交通省大臣官房官庁営繕部は、各省各庁の施設保全担当課長あてに、大規模空間を持つ建築物の吊り天井部分の点検の実施と、施設が適切に保全されていることの確認を依頼しているところです。



平成 25 年 8 月 20 日

国 営 保 第 2 3 号

各省各庁施設保全担当課長 あて

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課

保全指導室長

国家機関における大規模空間を持つ建築物の吊り天井の脱落対策について

今般、平成 25 年 7 月 14 日に静岡県立富士水泳場において、屋内プールの吊り天井板等の大規模な脱落が生じるとともに、同月 27 日に横須賀市立北体育館屋内プールにおいても吊り天井の立ち上がり部分の天井板の一部の脱落が生じたことを踏まえ、当省住宅局建築指導課より別添の「屋内プール等の大規模空間を持つ建築物の吊り天井の脱落対策について(技術的助言)(平成 25 年 8 月 20 日付け国住指第 1852 号)」のとおり、都道府県建築主務部長、関係団体及び関係省庁あてに注意喚起の通知が发出されました。

国家機関の建築物等については、官公庁施設の建設等に関する法律(昭和 26 年法律第 181 号)第 11 条により所管に属する建築物及び附帯施設を適正に保全しなければならないとされており、同第 12 条第 1 項、第 2 項に基づく点検を行うものとされています。

各省各庁施設保全担当課長におかれましては、所管施設に対し、大規模空間を持つ建築物の吊り天井部分の点検が実施されるよう、この旨周知いただき、所管施設が適切に保全されていることを確認されるようお願いいたします。

対象となる建築物の部分(※1)

建築物の大規模空間となっている部分のうち、吊り天井が設置されているもので、建築物の建設後、震度4以上の地震が観測されたもの。

■ 大規模空間とは？

天井高6m超の部分が面積200㎡超ある空間をいいます。

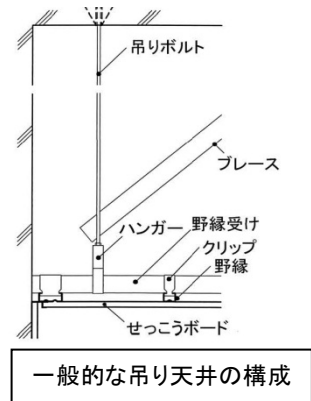
■ 具体的な施設・空間は？

講堂、体育館、屋内プール、エントランスホール、待合ロビー、劇場、音楽ホール、映画館、展示場、宴会場 等が考えられます。

■ 過去の地震を把握するには？

気象庁の震度データベース検索で把握することが可能です。

(http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/shindo_db/shindo_index.html)



必要と考えられる対策(※2)

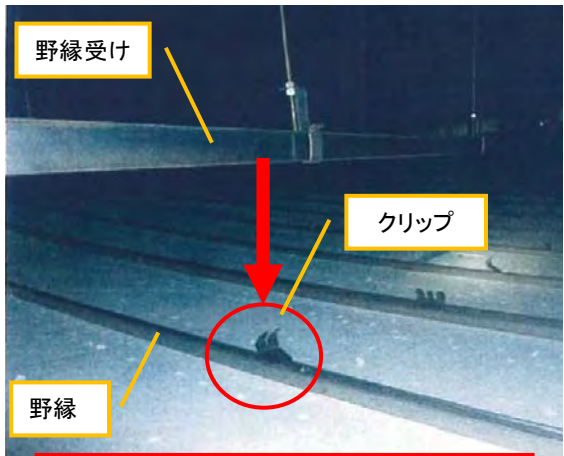
■ 点検の実施

天井面のゆがみや垂れ下がりの有無を目視等により点検するとともに、点検口等から天井裏を目視し、クリップ等の天井材の外れ等が生じていないかの点検を実施する。

■ 脱落のおそれがある場合

点検の結果、クリップ等の天井材の外れ等の異常が発見され、天井の脱落のおそれがあると考えられる場合には、天井下の立入を制限するなどの安全対策、所要の天井落下防止措置等の実施を行う。

天井裏の写真



脱落のおそれがある事例
クリップが野縁受けから外れている状態

参 考 文 書 : 平成 25 年 8 月 20 日 付 け 国 住 指 第 1852 号
「屋内プール等の大規模空間を持つ建築物の吊り天井の脱落対策について (技術的助言)」

ご相談は【公共建築相談窓口】まで
○東北地方整備局 営繕部 保全指導・監督室
TEL 022-225-2171 (内線 5513) FAX 022-268-7833
○盛岡営繕事務所
TEL 019-651-2015 技術課 FAX 019-605-8115